

〈吹田市民体育館指定管理者候補者選定委員会（第2回） 議事録〉

- 1 開催日時 令和4年（2022年）9月7日（水）午後3時00分～午後5時30分
- 2 開催場所 吹田市文化会館メイシアター 展示室
- 3 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 応募状況について
 - (3) 「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」について
 - (4) 審議
 - (5) 採点
 - (6) 指定管理予定者（指定管理者候補者）の選考
 - (7) 今後のスケジュールについて
- 4 出席者（委員）
 - 橋本 行史 （関西大学 政策創造学部 教授）
 - 大島 博文 （大阪成蹊大学 経営学部 教授）
 - 福澤 靖治 （吹田歴史文化まちづくり協会 理事）
 - 杉本 篤津子（吹田市社会体育リーダー協議会 副会長）
 - 河野 裕一 （近畿税理士会 吹田支部）
- 5 出席者（事務局）
 - 長井 浩 文化スポーツ推進室室長
 - 乾 詮 文化スポーツ推進室参事
 - 大村 貴之 文化スポーツ推進室主幹
 - 保田 紗英 文化スポーツ推進室係員

委員 長 定刻となりましたので、ただ今から、「吹田市民体育館指定管理者候補者選定委員会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、まず、事務局から本日の出席者の状況報告をお願いします。

事務局 本日は選定委員皆さまの御出席を頂いておりますので、「吹田市民体育館条例施行規則」第28条の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本選定委員会は成立していることを御報告申し上げます。

委員 長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の進行について、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の吹田市民体育館の指定管理者の応募につきましては、2社より応募があり、応募者が指定管理者として適当であるか、否かを審査いただくものです。

本日は、公正な選定をしていただくため、応募者によるプレゼンテーションを受けることといたします。

なお、プレゼンテーションにつきましては25分を予定しており、応募者からの説明を15分、質疑の時間を10分とさせていただきます。

選定委員各位におかれましては、厳正なる審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま事務局より説明がありました。御意見がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、選定に入りたいと思います。

委員の皆様には審査資料となります事業計画書等の申請書類を予め御覧いただいておりますが、「吹田市民体育館指定管理者候補者選定評価採点基準及び配点」の表に記載の選定基準(3) 評価項目イの「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」については、D委員から決算報告書等の内容に関し、御意見をお伺いし、続いて応募者のプレゼンテーションを受けることとします。

(5)「団体の所在地等」については事務局からの報告を受け、その後、各委員からの御意見、御質問をお出しいただき、審査を行っていきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、D委員よろしくお願い申し上げます。

D委員 【財務内容についての見解】

委員長 ありがとうございます。

委員長 それでは、応募者からのプレゼンテーションを受けることとします。

なお、質疑時間が10分を超えそうな時は、質疑の終了時間がせまっていますので、あと1問にしてください。

質問が早く終わりそうな時は、少し時間がありますので、PR部分があれば、1分位再度、提案していただくのはどうでしょう。

《「異議なし」との声あり》

それでは、プレゼンテーションを受ける応募者に入室してもらってください。

事務局 お待たせいたしました。ただ今から、吹田市民体育館指定管理者候補者の選定にあたりまして、申請をいただきました応募者から、プレゼンテーションを受けることとします。

まず、最初の申請者は、「団体 1」のプレゼンテーションの持ち時間は 15 分です。残り時間 1 分前にチャイムを 1 回鳴らします。時間になりましたらチャイムを 2 回鳴らしますので速やかに説明を終えてください。

時間内にプレゼンテーションが終わらないときは、打ち切らせていただきますのでよろしく願いいたします。

そのあとに選定委員からの質問がありますので、できるだけわかりやすく、説明していただきますようお願いいたします。

団体 1 【プレゼンテーション】

委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に移らせていただきます。

E 委員 管理体制に関して、団体 1 の A 社以外の B 社という会社が委託先として記載されていますがそれに関して詳しく説明いただけますか。

団体 1 団体 1 の A 社のみだけでなく、B 社に委託することで教室の指導員のレベルが向上すると考えます。B 社は障がい者スポーツへの力を入れておりますので、そういった部分を協力して運営を行っていきたいと考えております。

E 委員 B 社は障がい者スポーツに力を入れておられるということですが、そちらの分野での協力関係でということですか。団体 1 の A 社だけでは運営が難しいということですか。

団体 1 運営は当団体だけでも可能ですが、教室の指導員のレベルにおいて課題があるため、指導員のレベル向上を目指すために業者に委託しております。

C 委員 募集要項では主要な業務についての再委託はできないこととされていますが、この場合は、主要な業務のほとんどが再委託となりますか。

団体 1 2 館は B 社に委託する予定ですが、2 館にも当団体のスタッフを責任者として配

置いたしますので御安心いただけたらと思います。

業務の一部は委託をしますが、丸投げではなく、当団体が運営する一部を教室運営などで委託するものです。

C 委員 申請書では人件費に関する項目は再委託することとなっていますが、職員は再委託するということですか。

団体 1 人件費においては、当社のスタッフで積算をしております。48名の直接雇用者を配置し、委託先は約7名の雇用を想定しており、主要な部分については当社の直接雇用者が運営していきます。非常勤報酬につきましては、教室指導の手当とさせていただきます。

C 委員 管理体制について、配置人数が少ないように思いますが施設の運営はこの人数で十分ですか。

団体 1 当団体が運営している他施設を基準にして、吹田市の施設の規模と比べながら職員の配置をしており、運営が可能だと考えております。

A 委員 施設運営の中で料金徴収の業務がありますが、これは具体的にはどなたがされるのですか。

団体 1 窓口の職員が行います。

A 委員 その中でB社のスタッフが入られることもあるということですか。

団体 1 館によってはB社で対応いただくことがあります。その館にも当団体のスタッフが常駐していますので、そちらは当団体のスタッフでも対応可能となります。

A 委員 最終的にはどちらが料金の徴収はされるのですか。

団体 1 責任者が行います。全ての館には弊社のスタッフがいますので金銭管理は弊社が雇用の責任者が行います。

委員長 執行体制についてお聞きします。片山体育館を例にしますと、月曜日及び火曜日、金曜日、日曜日の午前中に統括責任者がいらっしゃるについての御意見をお聞かせください。また、運営や受付を行うスタッフが少ない点についてももう一度御意見をお聞かせください。

団 体 1 責任者については、申請書内の表のとおり午前中の責任者がいない部分については、当団体の本部スタッフが現場の運営をさせていただきます。また、受付のスタッフにつきましては、一部シルバー人材の活用も考えておりますので、十分な体制であると考えています。

委 員 長 B社のスタッフと現場の執行体制は別物なので人員が足りない場合は団体1のA社のスタッフで補うということですね。

C 委 員 再委託について、市が認めないという場合にはどのような対応するのですか。

団 体 当団体の直接雇用者の人事異動等で行いますので、専門的な部分については相談させていただきたいと思います。市が認めないという場合には当社のスタッフで雇用を行います。

事 務 局 ありがとうございます。

この指定管理者候補者の選定につきましては、9月末までに、書面で通知いたします。

本日は、お忙しいところありがとうございました。

以上を持ちまして、プレゼンテーションを終了いたします。

事 務 局 次は、「団体2」です。

お待ちいたしました。ただ今から、吹田市民体育館指定管理者候補者の選定にあたりまして、申請をいただきました応募者から、プレゼンテーションを受けることとします。

申請者「団体2」のプレゼンテーションの持ち時間は15分です。残り時間1分前にチャイムを1回鳴らします。時間になりましたらチャイムを2回鳴らしますので速やかに説明を終えてください。

時間内にプレゼンテーションが終わらないときは、打ち切らせていただきますのでよろしく願いいたします。

そのあとに選定委員からの質問がありますので、できるだけわかりやすく、説明していただきますようお願いいたします。

団 体 2 【プレゼンテーション】

委 員 長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に移らせていただきます。

委員長 管理体制について土曜日と日曜日の体制が弱く、もし事故があった場合に対応ができないのではないかとこの恐れがございます。

例えば、片山市民体育館では、土曜日は副統括責任者と副館長が出勤されていますが、副統括責任者は 9 時半から 17 時半の出勤であり、指導員を兼ねている副館長は 8 時半から 17 時半、夜間については責任者がいないということになります。

次に、北千里市民体育館では、館長は土曜日と日曜日の両日とも 9 時半から 17 時半までの出勤となっています。土曜日は副館長が 12 時 15 分から 21 時 15 分に出勤されているため管理体制がとられています、日曜日の夜間は副館長が不在となっています。

また山田市民体育館では、教室が多い土曜日は館長の出勤はなく、副館長が 8 時半から 17 時半までの配置となっています。副館長自身は指導員も兼ねており、夜間に責任者がいないという恐れがあります。また、日曜日には責任者が不在となっています。日曜日の施設が閑散としているということならば一定の合理的な配慮かと思えます。

南吹田市民体育館に関しても、日曜日に責任者がおらず、目俵市民体育館も同様です。

以上の状況を踏まえて、自然災害等のリスクや館内での事故への対応などについて、追加説明をお願いします。

団体 2 管理体制の基本例として申請書に掲載をしておりますが、大会等がある日は館長が対応いたします。また、責任者に関しては、運営スタッフ及び指導員など構成企業の指導員が対応させていただきます。何か問題があった時には、連絡体制として代表団体の本部に連絡が入り、本部からの指示を施設で受けるという体制を構築させていただいております。なお、市長杯や市民団体の大会が入る場合には必ず館長が出勤し、責任者の出勤を随時行う体制となっております。

A 委員 利用者の促進に関する取り組みに関して、実際に年間利用者数の目標が 66 万人となっています。途中で目標の達成が難しくなることや、コロナの関係で利用者数が伸びない場合があると思いますが、途中段階で経営が悪化したときにどのように利用者数を挽回していくような仕組みとなっておりますか。

団体 2 利用者数につきましては、構成企業で定期的に対応会議を開催しております。利用者の御意見等頂戴し、参照しながら意見を反映し実施できるように努めております。利用者が参加しやすい環境を整え、様々な参加パターンを考慮していきます。コロナの関係で教室等への参加人数が減少していますが、平成 29 年度を原点とした目標値です。どのようにすれば振興していくか、様々なツールを使用し全ての情報発信及び広報を行い、目標を達成していきたいと考えております。

A 委員 コロナ禍前と環境は変わっていますが、それでも目標はコロナ禍前と変わらないということでしょうか。またその目標を実現できるという認識でしょうか。

団体 2 目標を実現させていただきたいと考えています。コロナ禍において、注意喚起やトレーニングの強度の調整等コロナに対応した対策を立てております。また、インターネットを活用しながら多世代にわたって使いやすい環境を提供してまいります。

事務局 ありがとうございます。

この指定管理者候補者の選定につきましては、9月末までに、書面で通知いたします。

本日は、お忙しいところありがとうございました。

以上を持ちまして、プレゼンテーションを終了いたします。

委員長、よろしく願いいたします。

委員長 委員の皆様、お疲れ様でございました。

各委員に採点を行っていただく前に、改めて、選定方法等について、事務局から説明をしていただきますので、「吹田市民体育館指定管理者候補者選定評価採点基準及び配点」及び資料1「吹田市民体育館指定管理者候補者の選定方法等について」資料2「評価方法」、資料3の配付をお願いします。

事務局 各委員には、資料2「評価方法」をもとに、A（極めて高い）、B（高い）、C（普通）、D（やや低い）、E（低い）の5段階で評価いただき、それぞれの評価項目の評価欄に、御記入いただきますようお願いいたします。

評価だけ御記入いただけましたら、評点は事務局で計算いたします。

コメント欄につきましては、できるだけ御記入をお願いしたいのですが、特にない場合は「特記事項なし」と御記入願います。

「吹田市民体育館指定管理者候補者選定評価採点基準及び配点」(5)の団体の所在地、実績につきましては、資料3のとおり、評価方法の基準により、団体1

は、団体の所在地が市外ですが、団体の営業所が市内にあるため1点となります。

市民スポーツの普及・振興に関する事業や活動の市内での実績については、団体1は、実績がなく、0点となります。

団体2は、C社は、団体の所在地が市内であり2点 D社及びE社は、団体の所在地が市外であることから0点、2点を3社でわり0.67点となります。

「市民スポーツの普及・振興に関する事業や活動の市内での実績がある」について

は C 社及び D 社、E 社は吹田市での受託実績があるため、各 3 点、合計 9 点を 3 社で割り、3 点となります。

この度の応募につきましては 2 者であったため、資料 1「吹田市民体育館指定管理者候補者の選定方法等について」の 5、選定方法（1）過半数の委員が、60 点以上と採点した応募者を選定対象とするということが規定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

委員長 ただいま、事務局より説明がありました。御意見がございましたらお願いいたします。

それでは、厳正な審査をお願いいたします。

（意見なし）

委員採点後は、事務局にて集計いたしますので、審査が終わりましたら、御確認後、事務局への提出をお願いいたします。

集計が終わるまで、暫時休憩といたします。

《暫時休憩》

（委員採点後、事務局にて集計）

委員長 それでは、議事に入りたいと思います。進行について事務局より説明をお願いします。

（審査結果集計表配布）

事務局 委員の皆さまにおかれましては、誠にありがとうございました。

各委員の採点結果につきましては、お手元のとおりでございます。

なお、集計表につきましては、今後ホームページ等で選定結果を公表いたします際には、委員名は非公開とさせていただくことといたしております。

事務局 さて、選定結果でございますが、御覧のように委員の皆さまにおいて 60 点以上の評価をいただいておりますので、「団体 2」、団体名「すいたスポーツコミュニティ創造パートナーズ」、代表団体「公益社団法人吹田市体育協会」、構成団体「美津濃株式会社」及び「ミズノスポーツサービス株式会社」を吹田市民体育館の指定管理者候補者とし、また、過半数の委員において 60 点以上の評価をいただいております「団体 1」を次点者と決定させていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただいま、事務局より採点結果に基づく説明がありました。

それでは、採決をさせていただきます。

本選定委員会としまして、団体名「すいたスポーツコミュニティ創造パートナーズ」、代表団体「公益社団法人吹田市体育協会」、構成団体「美津濃株式会社」及び「ミズノスポーツサービス株式会社」を吹田市民体育館の指定管理者の候補者、団体1を次点者とするに御異議ございませんか。

(異議なしと声あり)

委員長 それでは、ただ今の決議により、吹田市民体育館指定管理者の候補者及び次点者について決定をいたしました。

つきましては、本選定委員会より吹田市長に対しまして、吹田市民体育館指定管理者の候補者及び次点者の選定について答申を行うことといたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、本選定委員会を代表いたしまして委員長より、吹田市長の代理といたしまして長井文化スポーツ推進室長に対し、答申書をお渡しいただきたいと存じます。

委員長、長井室長、恐れ入りますが前の方にお越しいただきますようお願いいたします。

(委員長が答申書を事務局に手渡し)

どうぞお席の方にお戻りください。ありがとうございました。

それでは委員長、よろしく願いいたします。

委員長 それではこれで委員会を閉じたいと思いますが、今後のスケジュールについて事務局から報告してください。

事務局 本日までに2回の選定委員会に御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後の予定でございますが、9月末までに応募者に対しまして、選定結果の通知を行います。その後、仮協定の締結、令和4年11月定例会におきまして、市議会の議決を得て本協定となり、令和5年4月から5年間、施設の管理運営をお願いすることとなっております。

また、今回の選定による指定管理が開始して2年目にあたる令和6年度及び4年

目の令和 8 年度には、本選定委員会により、モニタリングを実施することとなっております。その際には改めて御連絡させていただきますので、御協力よろしく願います。

今後につきましても、市と指定管理者が協働して、より良い施設の管理運営に努めてまいりますので、引き続き、御指導いただきますよう、よろしく願います。

最後に事務連絡です。

(議事録配布)

今、お手元に前回の議事録案を配布いたしました。お帰りになってから御確認いただき、表現の方法で、修正したほうがよいところがありましたら、9月16日までに事務局まで連絡をお願いいたします。発言内容を大きく変更することはできませんので、御了承いたします。

今回の議事録案につきましては、作成後、メールや郵送により各委員に送付させていただき、御確認をお願いする予定です。最終的に匿名扱いで、ホームページ等に公開されることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

委員長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、今後、本日の選定結果をもとに、必要な手続きを進めて頂くようお願いいたします。

この度、委員長、副委員長を引き受け、皆様の御協力の下、任務を遂行することができました。以上の答申をもちまして吹田市民体育館指定管理者候補者選定委員会における委員長、副委員長の職を解かせていただきます。それでは、これもちまして、吹田市民体育館指定管理者候補者選定委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。